

一部補助部分に係る添付書類の省略について

下表で「不要」と記載がある場合には該当する添付書類の省略が可能です。
また「注1～3」は状況に応じて省略できます。表の下の注意事項をご確認ください。

	内容	購入条件	提出書類							
			採択見積書	不採択2社以上見積書	契約書	納品書	工事完了届	検査調書	請求書	領収書
遊具	物品の購入	正規の発注	要	要	要	要	—	要	要	要
		店頭購入等 ※1	要	注1	不要	注2	—	要	注3	要
		ネット購入 ※2	要	要	要	要	—	要	要	要
	工事を伴うもの	正規の発注	要	要	要	—	要	要	要	要

※1 店頭購入等の取扱い及び 注 1～3の書類について

店頭購入等については、その幼稚園がその物品を購入する方法として最も適切であると客観的に判断できる場合、かつそれによって提出書類が存在しない場合に、例外的に該当書類の省略を可能とします。以下に事例と書類添付方法を例示します。

なお、通常の契約行為より店頭購入等が安価かつ利便性が高い可能性があるものとして、主に電化製品等を想定しているため、遊具等で店頭購入等をした場合は、個別に事情聴取及び資料提出を依頼することがあります。

また、工事を伴うものについては、当該特例による提出書類の省略は認めません。

<教育時間に即時使用したいため、テレビ1台を量販店店頭で購入した場合>

【店頭購入の理由例】

即時納品できる量販店が近隣にあり、店頭調査や電話照会による価格比較で最も安価であることが確認できている。

また、至急の購入のため、不採択2社の見積を徴することが困難かつ非合理・非効率的であると客観的に考えられる。

【添付書類】

注 1 ……「特命理由書」に店頭購入の理由及び価格比較方法を記載の上、価格比較に関する資料を添付。

※上記理由は一例ですので、幼稚園の個別の状況に合わせて資料をご作成ください。

注 2 ……物品が店頭受け渡し（自分で持ち帰り）の場合は省略可（後日配送による納品の場合は配送伝票等を添付する）。

注 3 ……店頭支払等の場合は請求書が存在しない場合があるため、省略可。支払前に金額に関する資料が提示されていればそれを代替で提出する。

※2 インターネットによる購入の取り扱いについて

原則として、正規の発注の場合と同様の書類をご提出ください。

事業者へ依頼しても提出書類を取得できない場合は、特例的に、画面のコピーやメール等で代替書類をご提出ください。

その場合、以下の必要な情報が盛り込まれていることをご確認ください。

- ◆代替の書類に必要な情報…注文日、注文請け日、業者名、品物名、単価、注文数、納品先、納品日、請求額、領収額、領収日または園の関係者のカード引き落としによる支払いであることがわかること

■ 30万円未満の契約に係る特例

契約ごとに、1件の金額が30万円未満の場合、幼稚園において価格調査を行った上で、見積書は採択業者の1社分でも差し支えないものとします。

その際は採択業者の見積書とは別に、価格調査をしたことがわかる資料（カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの等）をご提出ください。